

木津川市長 宛て

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 年 月 ～ 令和 年 月利用分 請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、木津川市内に居住していることを木津川市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを木津川市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を木津川市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を木津川市が確認すること。
5. 請求額等に誤りがあった場合に訂正すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども の 続柄	生年月日	昭・平	年	月	日
氏 名	※認定保護者については「施設等利用給付認定通知書」をご確認ください ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	電話番号：			

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号	認 定 番 号					
フリガナ			生年月日	平 令	年	月	日
氏 名			認定子どもの住所				
			☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した				
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			令和	年	月	日	

3. 償還払いの振込先を記入して下さい（原則、施設等利用給付認定保護者名義の口座としてください ※1）

☐ 初めて請求を行う、または前回の請求時と異なる口座への支払いを希望<下記にご記入いただき、記入内容が確認できる通帳の写し等を添付してください>

☐ 前回の請求時と同じ口座(金融機関名： 銀行・信用金庫 農協・信用組合 /口座名義※1：)への支払いを希望<下記の記入は不要(委任状除く)>

金融機関名		預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座				
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号					
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)※1					

委任状		※1 請求者(認定保護者)と支払い希望の金融機関の口座名義人が異なる場合、下記の委任状に必ず委任者本人が記入してください。					
私は、右記の者を代理人と定め、施設等利用費の受領に関する権限を委任いたします。							
委任者(請求者)				代理人(口座名義人)			
氏名：		(昭・平 年 月 日生)		氏名：		(昭・平 年 月 日生)	
住所：				住所：			
電話番号：				電話番号：			

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	施 設 名		所 在 地	〒			
	事 業 類 型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		電話：			
	契約している利用料※2		☐ 月額	円 ☐ 日額	円 ☐ 時間額	円	

<裏面も記入して下さい>

②	施設名		所在地	〒 電話：
	事業類型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		
	契約している利用料※2	□ 月額		
③	施設名		所在地	〒 電話：
	事業類型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		
	契約している利用料※2	□ 月額		
④	施設名		所在地	〒 電話：
	事業類型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑤	施設名		所在地	〒 電話：
	事業類型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑥	施設名		所在地	〒 電話：
	事業類型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		
	契約している利用料※2	□ 月額		

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下、切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円× 転出日までの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数